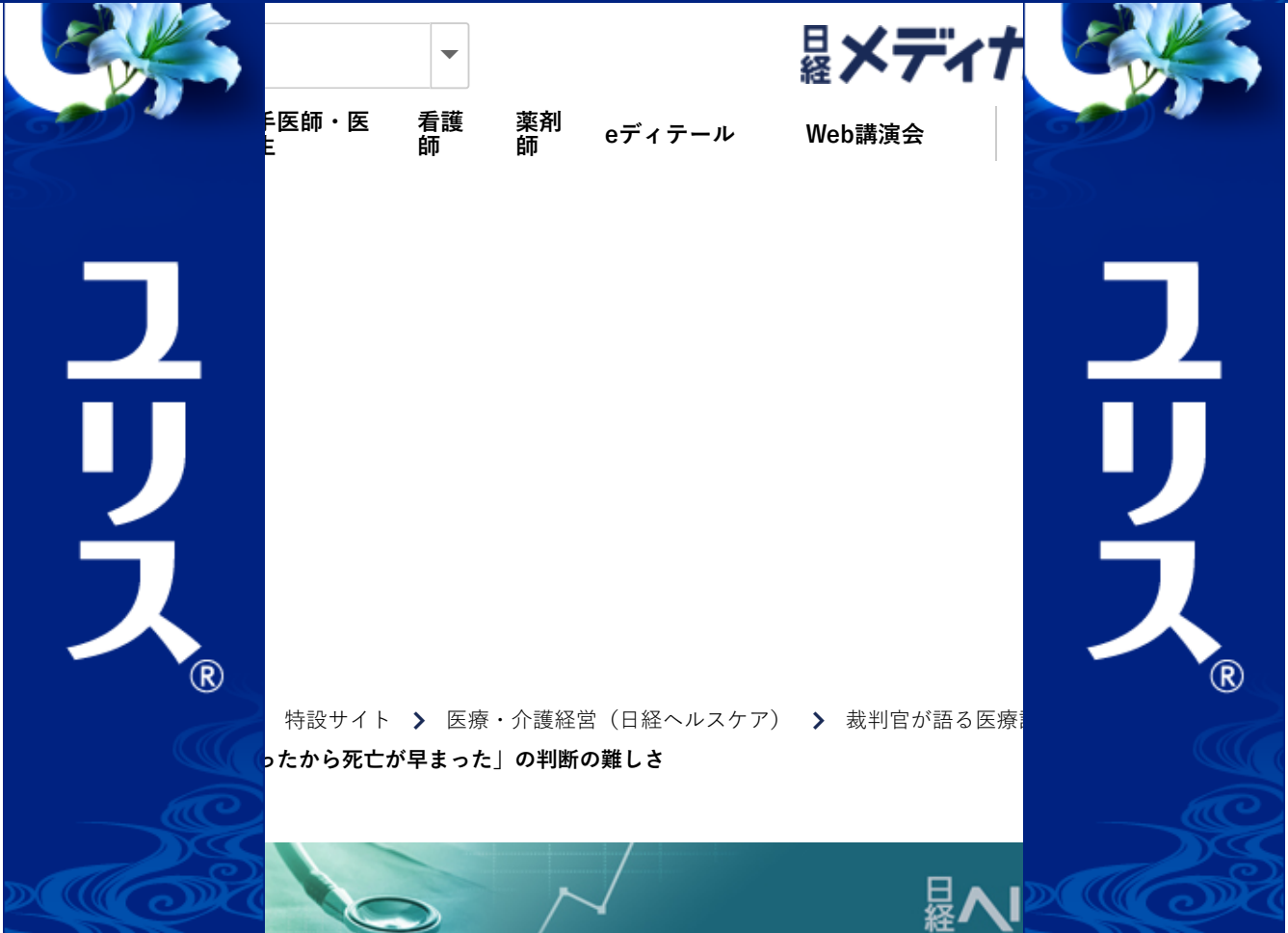


-SURI-



特設サイト > 医療・介護経営（日経ヘルスケア） > 裁判官が語る医療訴訟の実像
 「〇〇をしなかったから死亡が早まった」の判断の難しさ



裁判官が語る医療訴訟の実像

[+ 連載をフォロー](#)

「〇〇をしなかったから死亡が早まった」の判断の難しさ

2020/01/29

大島 眞一（奈良地家裁所長）

[医療安全](#) [医療訴訟](#) [因果関係](#) [不作為](#)

| [印刷](#) | [シェア](#) 3 | 1 | [ツイート](#)

「医師が必要な検査を行わなかったために疾病の発見が遅れ、死期が早まってしまった」——。患者側がこのように主張し、訴訟を起こすことは少なくありません。ある行為をしないことを、法律の世界では「**不作為**」と言います。上記の例は、「医師の不作為と

医師TOP NEWS & REPORT 連載・コラム 特設サイト（医療経営／癌 他） 学会カレンダー 処方薬事典 サービス
不作為と因果関係について考えてみます。

医師等に不作為の過失があり、悪い結果との間に因果関係があるという場合、「ある特定の時点で、本来こうすべきであった」という「作為義務」を設定し、その作為義務が尽くされていれば悪い結果が生じなかったことが高度の蓋然性をもって確かである、と証明されることが必要です（「高度の蓋然性」については、[前回の記事](#)をご参照ください）。

不作為と、生じた結果との因果関係について判示したものとして、最高裁平成11年2月25日判決（民集53巻2号235ページ）があります。以下に、その内容をご紹介します。

1. 事案の概要

肝細胞癌および肝不全により死亡した患者Aの相続人が、当時の医療水準に応じて適切に検査を実施し、早期に肝細胞癌を発見して治療をすべき義務を怠ったと主張して、損害賠償を請求しました。

福岡高裁は、少なくとも6カ月に一度は肝細胞癌の発生の有無につき兆候検査を実施すべき注意義務を負っており、検査を行っていたならば、遅くとも死亡する約6カ月前までには、発見可能な最小程度の大きさの肝細胞癌を発見した高度の蓋然性があったと認められ、外科的切除術等が実施されていたならば、延命につながる可能性が高かったと見られるが、どの程度の延命が期待できたかは認定できないとして、因果関係を否定。これに対し、患者側が上告しました。

2. 最高裁の判断

最高裁は、次の通り述べて、福岡高裁判決を破棄しました。

訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである。

医師が注意義務に従って行うべき診療行為を行わなかった不作為と患者の死亡との間の因果関係の存否の判断においても異なるところはなく、経験則に照らして統計資料その他の医学的知見に関するものを含む全証拠を総合的に検討し、医師の不作為が患者の当該時点における死亡を招来したこと、換言すると、医師が

なお生存していたであろうことを是認し得る高度の蓋然性が証明されれば、医師の不作为と患者の死亡との間の因果関係は肯定されるものと解すべきである。

本件においては、Aにつき、肝細胞癌を早期に発見すべく適切な検査を行っていたならば、遅くとも死亡の約6カ月前の昭和61年1月の時点で、外科的切除術の実施も可能な程度の肝細胞癌を発見することは可能であり、その時点で発見されていたならば、以後当時の医療水準に応じた通常の診療行為を受けることにより、Aが死亡した同年7月27日の時点でなお生存していたであろうことを是認し得る高度の蓋然性が認められる。

※下線は筆者による。

3.解説

手術中の神経や血管の損傷などのように、患者の身体に対する物理的な侵襲行為がある場合には、その行為と死亡等の結果との因果関係が明らかなが多いことです。これに対し、例えばレントゲン画像の見落としにより適切な治療が行われなかったという不作为の場合、前述のように、ある時点で、ある医療行為をすべきであったという作為義務を設定し、それをしていれば死亡等の悪い結果を避けることができたか、という考え方をすることになります。

その場合、仮にある時点で検査をしていればどのような所見が得られ、それによっていかなる治療等がなされていたかを検討し、そのような過程を経ていれば、死亡等の悪い結果を避けることができたかを検討することになります。実際に行われた医療行為（作為）について検証する場合と比べますと、その判断が難しいものになります。

例えば、ある時点で検査をすべき義務に違反し癌の発見が遅れたという場合には、その時点で検査をしていないので、癌がどの程度進行していたか（癌の深達度や他臓器への転移の有無等）が分からず、その時点で適切な治療を実施していれば、実際の死亡時点でなお生存していたと言えるかが必ずしも明らかでなく、因果関係の判断が困難になります。

上記の最高裁判決でも述べているように（下線部分）、不作为の因果関係の判断に当たっては、各種の統計資料も有力な証拠になります。裁判所としては、両当事者（弁護士）から提出される、統計資料等の医学的知見に関するものを含む各証拠を、総合的に検討して判断することになります。

著者プロフィール

おおしま しんいち氏●1984年神戸大学法学部卒、司法修習生（38期）。京都地裁判事、大阪高裁判事、神戸大学法科大学院教授、大阪地裁判事などを経て、2017年徳島地家裁所長、2018年11月より奈良地家裁所長。大阪地裁では医療訴訟を扱う医事部の総括を務めた。『Q&A医療訴訟』（判例タイムズ社）などの著書がある。



連載の紹介

裁判官が語る医療訴訟の実像

医療訴訟が提起されたらどのようなプロセスを経て和解や判決に至るのか、個々の裁判に影響を与えるリーディング・ケース（重要判例）とは――。大阪地裁で医療訴訟を専門に取り扱った経験を持つ著者が、これまでの経験を踏まえ、医療訴訟の実像を分かりやすく紹介します。

⊕ 連載をフォロー

忙しい先生の代わりに開業に必要なアレコレ集めました 『日経メディカル開業サポート』オープン！

「開業したいけど、何から手を付ければいい？」

「テナントではどんな物件があるの？」

「先輩開業医の経験談を聞きたい」今までこう思った経験はありませんか？

『日経メディカル開業サポート』では、開業までのスケジュールをセルフチェックできる「開業ToDoリスト」や、先輩開業医によるコラム、医師の開業意識調査結果など、これから開業される先生へ有益な情報満載でお届けしています。

また、物件探しや医療機器導入、会計・税務等、開業に関して適切なタイミングで適切なサポートを受けられる企業を厳選してご紹介しています。ご利用はすべて無料ですので、まずは一度サイトをご覧ください！

日経メディカルの新サービス

日経メディカル
開業サポート

NEW OPEN!!

詳細を見る